

お願いいたします。

○塩田政府参考人 障害者福祉のキーワードとして、自立と社会参加が大事であり、かつ、いろいろな分野において障害者自身の自己決定が必要であるということはおっしゃるとおりであると思います。

そういう観点から、昨年四月から支援費制度をスタートし、障害者の方が地域で暮らせるという政策を目指しておりますし、今回の法案もそういった考え方に立って立案されたものと理解をしているところでございます。

○泉（房）委員 私自身は、この自己決定権の尊重というのは、言葉だけじゃなくて、今後の障害者福祉施策に関して最も大きなキーワードの一つであろうと考えております。

今回、この法案につきましては、多くの関係当事者の思いのこもった法案であろうと思います。私自身も、ある意味、思いのこもった中で今回対応させていただいております。

私ごとになりますが、私も、四つ下の弟は生まれつきの先天性脳性麻痺であります。生まれ落ちたときから、私自身、四つ下の弟とこれまで生きてまいりました。小学校に入るときに、養護学校に行けと言われ、私と親含めて、市長に直談判をし、どうして障害があるからといって別の学校に行かなきゃいけないのか、兄である私と一緒にどうして同じ学校に行ってはいけないのか、そういった思いで、結果的に、何とか、お兄さんである私と一緒に通学をするという条件で、一緒に近くの学校に通いました。

そういった中、あれからもう三十数年がたっているというのに、いまだに日本の教育現場は原則分離だということに、本当に情けない思いがいたします。

また、そういった思いでもって、障害者と健常者がともに一緒にやっていく社会を求めつつ、私自身もその家族でございましたが、しかしながら、家族というものはなかなか本人にはなり切れなく、私の弟が運動会に出たいと言ったときに、私も親も必死にとめました。

運動会に出ても走れるはずもないし、周りに迷惑もかかる、みっともない、だから別に運動会で走らなくても、応援団と一緒に応援すればいいじゃないか、私も親もそう言ってとめました。しかしながら、弟はそれを振り払って出ました。もちろん、まともには走れません。しかし、私は、そのときに、幾ら家族といっても、本人のためといっても、本当の本人の気持ちというものは本人にしかわからないのだろうと幼心に感じた次第です。

私の原点はそこにありまして、幾ら家族や親が一生懸命、当の本人のためと思っても、おのずからそこには限界があってしまう、その視点であります。

高齢者の分野におきましても、具体的には、私自身弁護士をして、そういった分野に数多く携わっておりますが、實際上、痴呆の始まった親に対しまして、家族がむしろ施設入所を勧めてしまう。当の痴呆の始まったばかりの方は、引き続き住みなれた地域で暮らしたいと思っても、むしろ家族がその親の意思に反して特別養護老人ホームに入所手続をする、親も子供たちに迷惑をかけてはいけないと思い、みずから施設入所をしていく。

そういった日々を、そういった毎日を送りながら、そうではなく、あくまでも当の本人の意思に従って、住みなれたところで暮らしたい方は住みなれたところで、通常学級に行きたいと本人が思うのであれば、幾ら親が心配であったとしても、同じような環境で学ばせてあげられるような社会をつくっていく、そういった姿勢が必要であろうと本当に強く思っております。

そういった見地から、文部科学省に質問させていただきたいと思っております。

これも私が申すまでもなくお詳しいと思っておりますが、今、世界の中で、障害者と健常者を原則分離という教育をしているところは、恐らく日本だけだろうと思っております。国連の障害者権利条約の作業部会におきましても、日本のみがいわば特異な姿勢をとっております。

確かに、予算の伴う面もありますし、幾つかの解決すべき問題があることはわかります。しかしなが

ら、方向性としては、あくまでも当の本人に選択権を保障し、一緒に勉強したいと思うのであれば、一緒に健常者と学べる環境をつくっていく、そういった方向は当然必要であろうと思いますが、この点、文部科学省の姿勢を問いたいと思います。

○山中政府参考人 先生御指摘の点でございますけれども、障害を持つ子供たちについて、障害の状況に応じましてその可能性を最大限伸ばして、自立、社会参加、そのために必要な力を培ってほしいということで、そういう観点から、現在、盲、聾、養護学校あるいは小中学校の特殊学級等、あるいは通常学級に在学しまして続ける等、いろいろな形でのカリキュラムあるいは指導方法ということで教育を行っているところでございます。

また、文部科学省では、平成十四年の四月でございますけれども、学校教育法の施行令を改正いたしまして、社会のノーマライゼーションの進展、あるいは教育の地方分権といった観点から、盲、聾、養護学校の就学基準に該当する子供につきましても、その障害の状況等に照らしまして、小中学校において適切な教育を受けることができるというふうに市町村の教育委員会が認めるという場合には、認定就学という形でございますけれども、その小中学校に就学できるという形で、就学手続の弾力化ということも行っているところでございます。

文部科学省としては、障害を持つ子供たちがしっかりと自立し社会参加できるような、そういう力を養ってほしい、そういう観点からの教育、これを一生懸命充実していきたいというふうに考えております。

○泉（房）委員 今お答えがございましたが、確かに弾力的な運用という形は、少しは始まったかとは思いますが、しかしながら、現実的なところ、その認定される数は極めて限定的であります。原則、例外が変わったわけではありません。日本の場合、原則が分離であり、例外的に一緒にやっていくというような姿勢はいまだ変わっていないと言わざるを得ません。

そうではなくて、あくまでも私が申しているのは、今も御指摘がありました、盲、聾につきましても確かに議論のあるところであり、盲、聾につきましてもむしろ手厚い特別な環境が必要である、それは、確かにそういった面の議論もあることはわかっております。しかしながら、身体障害、知的障害につきましても、そうではなく、むしろ一緒に学ぶことを基本的に皆さんおっしゃっておられます。

ポイントは選択権であります。当の本人に対してその選択権を保障していく、その姿勢であろうと思います。そういった見地で、ここで押し問答いたしましても、今現時点ですぐに回答があるわけではなからうと思っておりますので、問題意識だけ提示させていただきました。

また、自己決定の問題につきましても、この点はそんなきれいごとでないことは、私も重々わかります。重度の障害の方の場合など、判断能力が果たしてあるのか、そういった方に関して自己決定という名のもとに本人に任せてしまうとかえって本人のためにならない、まさに目の前でそういった部分と格闘している場合、そんなきれいごとでは済まない、それはまことにそのとおりであります。

しかしながら、あくまでも理念としては、当の本人の判断能力が不十分であったとしても、それを周りがサポートし、あくまでも当の本人の人生は本人が決めていく、そこにどれだけその努力を働かすか、その努力を怠ってはいけないのではないかという視点だと私は考えております。

その点、具体的な条文に即して質問させていただきますが、今回の法案の第三条の三項であります。

二行ばかり読ませていただきますが、「発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。」この条文であります。

これは、保護者の熱い思いも踏まえた上で入った条文であろうと思っておりますし、この条文自体は、むしろ、国や都道府県の方が勝手なことをするのではなく、あくまでも保護者の意思を踏まえた上で対応す

るという趣旨から書かれた条文であろうとは思いますが、しかしながら、今の私の申した視点からいきますと、あくまでも意思を尊重するのは当該本人、発達障害者その人ではないかと思う次第であるわけであります。

これは、結局のところ、障害者にとって自立と社会参加を阻むのは、もちろん今の国、社会でもありますが、実際のところは、自分の親や家族というものが最後の大きな壁として立ちはだかってしまう、そういった現実をやはり直視せざるを得ないと思います。

例えば、十五歳の場合、発達障害児であります。保護者の意思を尊重するのか、その本人の意思を尊重するのか。そのときに一体どちらの意思を尊重して、例えば親が、やはり世の中に迷惑をかけてはいけない、この子がかわいそうだ、ふびんだ、そういった思いから別の場所で学ぶという選択をとるとしても、当の本人が、いや、僕は一緒にやりたいんだといったときに、どちらの意思を尊重するのかという、まさにその現場における判断にかかわる問題であります。

私は、その際、もちろんその本人の判断が明らかに誤っていたりした場合にはきっちり説得をする、それは当然でございますが、しかしながら、やはり人間は自分の人生は自分でしか決められないわけありますから、最終的には、保護者ではなく本人の意思を尊重するんだらうと思いますが、この点、どのように考えておられるか、お答えください。

○塩田政府参考人 障害者福祉の理念として、障害者自身の意思が最も尊重されなければならないというのが基本原則であろうと思っております。

先ほども申し上げましたが、昨年からスタートしたいいわゆる支援費制度も、障害者のノーマライゼーション、あるいは障害者自身がサービスを選ぶ、自己決定の理念に基づいた制度であると考えているところでございます。

今回の法案でも、ここに書かれておりますように、発達障害者自身の意思ができる限り尊重されて、自己決定が確保されるということが必要であると思っております。

議員が言われたように、仮に発達障害児のケースで親御さんと子供さんの意思が一致しない場合、障害者福祉の理念からいえば、やはり障害者御本人の意思が尊重されるべきであろうと思います。

しかしながら、ケースによっては、御指摘があったように本当に難しいケースがあると思います。そういうときには、例えば専門家がよく両者の意見を聞いて、そのときの基本は、御本人の意思を尊重するということが基本であると思っておりますが、さまざまな専門家が公平な立場で親御さんたちを子供さんも含めてサポートするといった対応などもあると思っております。

いずれにしても、基本は、御本人の意思を尊重するということがこの法案の趣旨であると理解しております。

○泉（房）委員 次に、就労に関してであります。

今回の法案につきましては、そのことによって何らかの給付金が出るわけではありません。学校の現場を卒業した後、皆さんそれぞれ社会に出てまいります。とする場合、結局、生活をどうやってやっていくかであります。働かないとお金は入ってこないわけであります。

しかしながら、今の知的障害者の分野におきましても、なかなかそういった部分の理解も進まず、就労支援、それぞれ厚労省も頑張っておられると思っておりますが、まだまだな面もあろうかと思っております。まして、軽度の、軽度のといいますか、今回の支援対象となっている方々の場合、よりわかりにくい、つまり、障害が重度であればあるほど大変なというわけではなくて、むしろ、わかりにくければなお余計大変だ、そういう面もあろうかと思っております。

そういった面における就労支援、今回の法案ができたとしても、例えば障害者の雇用率に反映されたりはしないと思っておりますが、しかしながら、今後こういった形で就労支援をしていくのか、この点、明確

にお答えいただきたいと思います。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

今議員御指摘のように、障害者の雇用に関する法律につきましては、発達障害者の方については現在雇用義務の対象にももちろんなっておりません。ただ、法律で想定をしております職業リハビリテーションの措置、こういったものを中心にいたしまして支援の対象には制度上はなっておるわけでございます。

具体的にどういことができるかということでございますが、一つは、ハローワークにおきます職業相談や就職後のいろいろな助言指導でありますとか、あるいは全国に四十七設けております障害者職業センターにおきますいわゆる職業リハビリテーション、この中にはジョブコーチ制度と言われているものも含まれておりますけれども、こういったものによる職場定着支援といったようなことが制度的にはできるようになっておるわけでございます。

要は、やはりこういった制度を使って発達障害者の方の就労、雇用をどうやってこれから支援していくかというところが大きなポイントだろうと思います。

私どもといたしましては、今回の法案を契機にいたしまして、こうした制度を十分に活用いたしまして、保健、福祉、教育等の関係機関とも連携を図りながら就労機会の確保に努めていきたいと思っております。

○泉（房）委員 現時点における答弁としては今程度であろうと思いますが、それで足りるものではないことは当然御認識されていると思います。本当に、仕事はしないと、お金の問題もそうですが、まさに誇りを持って人生を送っていくということもなかなか難しくなります。就労支援につきましては、ほかの面もそうですが、本当に特に力を入れていただきたいと思っております。

最後の質問であります。配りましたペーパー、一枚ペーパーの色紙であります。この図はあくまでも私案という形で聞いております。

この図を見れば明らかのように、まさに、谷間の障害者のうち、今回につきましては発達障害者、軽度の発達障害をお持ちの方々などにつきましての法律であります。しかしながら、難病につきましては、今回については対象とはなっておりません。難病の問題をどのように考えられるのかというのが一点。

そしてもう一点は、今回の発達障害者支援法ができたとしても、具体的なサービスにすぐ直結するわけではない。そういった中で、本来であれば、一番下にあります総合的な障害者福祉の法律の中にきちりと位置づけられて、障害の種別なく、本当に支援を必要としている方すべてに対して、その人が必要としている支援をしていく、そういった法律をつくっていくべきだろう、そのように思うわけですが、方向性としてはそのような方向でいいと確認してよろしいのかどうか、御答弁よろしく願いいたします。

○塩田政府参考人 障害者基本法という法律がありますけれども、障害者基本法は、原因の別のいかなを問わず、すべての障害者に対する施策のあり方の基本方向を定めた、いわゆる障害者福祉行政の憲法というべき法律であろうと思います。

現行の福祉サービスにしろ、個別の分野の法律は、お手元に配られてあります資料にありますように、個別の法律があつて、残念ながら制度の谷間になる障害者がいらっしゃるということでございます。

今後の方向としては、障害者基本法の上に立って、障害の理由のいかなを問わず、共通の障害については共通の、すべて包括的なサービスなりを目指すべきだろうと思っております。その方向に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○泉（房）委員 ありがとうございます。

本日、委員会で可決し、これがまさに第一歩であり、これからスタートである、そういった思いを持って質問を終わらせていただきます。

関係者の方々、どうも御苦労さまでございました。

○松下委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党の市村でございます。

これから三十分間、質問させていただきます。

私は、この発達障害者支援法のことを聞きましたのは実はことしに入ってからでございます、LD親の会の方々、地元の方々わざわざ事務所を訪ねていただきまして、この法律が臨時国会に提出される可能性があるということのお話をいただきました。

そして、そのお話を聞いて初めてこのことを知ったんですが、私としても、こんなことが今までできちっと立法院の立場で対処といいますか、対応されてこなかったのかなということを正直に感じたわけでございます。

親御さんたちとお話をしていると、本当に切実な声が、また気持ちが伝わってまいります。

一日も早く発達障害というものに対して社会のしっかりとした認識を確立していかなくちゃならないということ、そして、その結果、その過程でもいいんですが、しっかりと発達障害に対しての社会的な取り組みをしていかなきゃならないということが求められているんだということを私も強く感じている次第でございます。

この間お話しもしましたら、もう既に四十年間もこうした問題に取り組んでいらっしゃる、御努力されている方もいらっしゃるということでありまして、本当に今回この臨時国会で早期成立を図るべきだ、このような立場で私もこの法案に賛成者の一人として名前を連ねさせていただいております。

本当に、これまで福島先生を初め、この法律の作成につきまして御努力された皆様には心からの敬意を表して、今から質問を始めさせていただきますと存じております。

また、発達障害者支援につきましては、やはりこれは福祉と教育というものが密接に連携をとる必要があるように感じております。今後のこの法律が、先ほど答弁の中にも、この法律は、理念法であって政策の方向性を定めるものであるということでありまして、これから具体的に変わってくるわけでございますけれども、今後のためにより明確にしておきたい点をこの場で質問させていただきたいと思っております。

この法律を通じまして、発達障害に対する知識が普及していけば、恐らく、いや、必ずや、発達障害に対する周りの理解が深まりまして、二次障害と言われるもの、この発生を防ぐこともできると期待されております。

まず、発達障害と支援の状況について御質問させていただきたいと存じます。

最近問題になっております例えば学級崩壊や引きこもり、登校拒否なども、発達障害が原因の一つと考えられていると聞いておりますが、LD、学習障害ですね、またはADHD、注意欠陥多動性障害、そして高機能自閉などの発達障害者と言われている人々の全人口当たりの有病率推計値というのは存在するのでしょうか。また、あるとすれば、現状において、発達障害と思われる方々の有病率はどれぐらいなのか、どうぞよろしく申し上げます。

○塩田政府参考人 我が国におきます発達障害者の数とか障害が出現する率というのは、正確な数値は把握されておられませんけれども、欧米の専門家のデータでは、例えば、自閉症が八歳以下の〇・六%、注意欠陥多動性障害が学齢期の三から七%、学習障害が生徒の五%とされるデータがございます。

また、文科省から御答弁した方がよろしいかもしれませんが、平成十四年に文部科学省が実施した調

査におきましては、知的発達におくれはないものの学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は六・三%とされているところでございます。

今後、厚生労働科学研究などを活用しまして、発達障害に関するきちんとしたデータの把握に努めてまいりたいと考えております。

○市村委員 きょうは文科省の方もいらっしゃっていると思いますが、今の六・三%の数字は、大体的な現状をある程度正確に反映するものと考えていいのでしょうか。

○山中政府参考人 今の六・三%という数字でございますけれども、これは平成十四年度に文部科学省が実施いたしました通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査というものを行いまして、これは、医師の診断を得てやったということではございませんで、その担当している教師が、こういう項目という項目を設定いたしまして、その項目の設定は専門家が設定したものでございますけれども、それに該当するという可能性のある子供の数を調査したところ、それが六・三%程度の割合であったということでございます。

○市村委員 今御答弁の中に医師の診断という言葉がありました。発達障害というのもまた、まさに今の定義のことでかなり法律の作成段階でも議論になったと聞いておりますが、現状において発達障害の診断を専門医に受けるためには何カ月も待たなければならないというふうに聞いておるんです。

ところで、この本法の定義するところの発達障害を診断できる医師の方は、今現在どれぐらいいらっしゃるとお考えでしょうか。

○塩田政府参考人 発達障害者の方を支援する上で、正確な診断ということが必要でありますし、そのためには専門的な知識や技能を持つ医師の確保が非常に重要だと考えております。そういう専門家の数が少ないというのは御指摘のとおりでございます。

一例で申し上げますれば、日本児童青年精神医学会が認定医制度を設けておりますけれども、全国で百六名ということでありまして、二十歳未満人口十万人当たり〇・四二人ということでございまして、専門家をどう養成するかということが非常に重要であると思っております。

この法案の成立を契機に、厚生労働省といたしましても、児童精神科あるいは児童福祉の専門の医師の養成をしたいと思っております。これは、さきの質疑の中でも申し上げましたが、平成十六年のうちに検討会を設けて検討したいと思っておりますし、来年度の厚生科学研究においてもそうした研究をしたいと思っております。

○市村委員 最初に小宮山委員の方からもありましたように、やはり百六人というのでは余りにも少な過ぎるということであります。これからだと思いますが、ぜひとも、そうした施策に対応していただきたいと思っております。

実は、診断についても、私が聞いているところによりますと、発達障害の対応が最も進んでいると言われる米国では、安易に医師が診断を下して薬を処方するという問題も指摘されているようであります。

そうした観点からすると、勉強不足の医師による安易な判断は避けなければならないということが思われるわけでございますが、私としては、医師の判断のみを絶対の基準とするのではなく、心理系、福祉系、教育系の立場の方々に参加する総合的な診断が必要となってくると考えておりますが、その点、いかがでございましょうか。

○塩田政府参考人 御指摘はそのとおりだと思います。